## 施設整備にかかる補助金について

幼保連携型認定こども園を建設するために必要な工事等にかかる費用に対して、補助金を 交付します。ただし、国・府の補助金制度を基準とするため、国・府の交付決定がない場合は、 補助金を交付することはできません。

## <参考例>

定員75名(2・3号)と45名(1号)の計 120 名定員を整備する場合

補助対象事業費を750,000千円と仮定(うち2・3号の保育所部分468,750千円、1号の 幼稚園部分281,250千円(定員による面積按分))すると、下記の計算により 222,280千円 +169,422千円 = 391,702千円 が補助見込額(上限)となります。

○保育所部分(2·3号部分): 就学前教育·保育施設整備交付金を活用 基準額

① 定員71名から100名 133,800千円

② 特殊付帯工事 6,331千円

③ 設計料加算 7,006千円

④ <u>開設準備費加算 1,050千円</u>

国合計補助基準額 148. 187千円(A)

上記(A)と保育所部分事業費468, 750千円×1/2≒234, 375千円(A') のうち、低いほうの金額(A)に3/2をかけた金額が補助額となります。

補助額 A×3/2≒222, 280千円

※2・3号定員によって単価が異なることがあります。

〇幼稚園部分(1号部分): 就学前教育・保育施設整備交付金を活用 基準額

① 定員41名から70名 103,000千円

② 特殊付帯工事 3,798千円

③ 設計料加算 5,340千円

④ 開設準備費加算 810千円

国合計補助基準額 112,948千円(B)

上記(B)と幼稚園部分事業費281, 250千円×1/2≒160, 625千円(B') のうち、低いほうの金額(B')に3/2をかけた金額が補助額となります。

補助額 B'×3/2≒169, 422千円

- ※この内容は、令和7年度就学前教育・保育施設整備交付金の算定方法によるものです。 近年、国の補助制度の変更が繰り返されており、単価の改定がある場合には補助額格差 が大きい可能性もありますので留意願います。(なお、国の制度・基準等に変更があった 場合には、市の補助金も変更になる場合があります。)
- ※国や市の予算事情により補助額が減額となる場合があります。